

京都市訓令甲第24号

会 計 室

京都市会計室長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

第1条中「課長」を「次長」に、「行なう」を「行う」に、「または」を「又は」に、「定め」を「定めることにより」に、「かつ」を「かつ」に改める。

別表会計室長の項中第40号を削り、第39号を第40号とし、第9号から第38号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 臨時的任用職員（総務局長が別に定める者に限る。）の採用、期間の更新、退職等に関する事。

別表会計室長の項第41号及び第42号を次のように改める。

- (41) 単価契約物品集中購買制度により取り扱う用品の種類に関する事。
- (42) 単価契約物品集中購買制度により取り扱う用品の払出価格の決定に関する事。

別表課長の項、会計課長の項及び物品会計課長の項を次のように改める。

- (1) 所属職員の休暇、欠勤等の承認等に関する事。
- (2) 所属職員の出張及び復命に関する事。
- (3) 所属職員の日以内の職務に専念する義務の免除に関する事。ただし、職員団体及び労働組合の業務によるものを除く。
- (4) 所属職員の時間外勤務命令に関する事。
- (5) 支出命令及び振替命令並びに出納（物品に係るものを除く。）の通知に関する事。
- (6) 1件1,000,000円以下の収入決定に関する事。
- (7) 使用料、手数料その他諸収入の徴収に関する事。

次 長

- (8) 1件100,000円以下の支出決定に関する事。
- (9) 非常勤職員及び臨時的任用職員の給与等の支出決定及び差押えに関する事。
- (10) 旅費の支出決定に関する事。
- (11) 水道、ガス、電気及び電話の料金、清掃手数料料金その他定例的な経費の支出決定に関する事。
- (12) ガス及び電気の需給契約に関する事。
- (13) 自動車損害賠償責任保険の契約及びこれに伴う経費の支出決定に関する事。
- (14) 市有財産に係る保険契約に基づく保険料の支出決定に関する事。
- (15) 1件100,000円以下の負担金、補助金及び交付金の交付決定並びにこれに伴う経費の支出決定に関する事。
- (16) 1件100,000円以下の既納の使用料及び手数料の還付に関する事。
- (17) 自動車重量税の支出決定に関する事。
- (18) 1件5,000,000円以下の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。ただし、契約にあっては、1件100,000円以下の契約及び理財局長が別に定める随意契約に限る。
- (19) 単価契約済みの物品等の調達契約に関する事。
- (20) 1件1,000,000円以下の建物、設備及び構内地の小規模な修繕の決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。

- (21) 1件使用料月額10,000円以下の行政財産の目的外使用の許可で、電柱、水道管、ガス管等に係るもの及び期間の更新に係るものに関する事。
- (22) 売却の見込みのない不用物品(備品を除く。)の廃棄処分に関する事。
- (23) 取得価額が2,000,000円以下の物品の不用の決定及び不用物品の売却決定並びに単価契約済みの不用物品の売却契約に関する事。
- (24) 軽易な申請、届出、報告、照会、回答、通知等に関する事。
- (25) 証明に関する事。
- (26) 軽易な公告の決定に関する事。

#### 附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)